

きゅうでんガス
[床暖房プラン]

(使用契約条件)

2019年10月1日 実施

九州電力株式会社

きゅうでんガス
[床暖房プラン]
目次

1	適用範囲	1
2	料金	1
3	セット契約割引	6
4	日割計算	7
5	電気需給契約が消滅する場合の取扱い	7
6	その他	8
附	則	9
別	表	11

1 適用範囲

この使用契約条件（以下「この契約条件」といいます。）は、ガス式の床暖房（以下「床暖房」といいます。）をお持ちで、同一の需要場所において、同一の契約名義により、当社が別に定める需給契約条件のスマートファミリープラン〔ガスセット〕またはスマートビジネスプラン〔ガスセット〕により電気の供給を受けるお客さまで、当社が認めた場合に適用いたします。

ただし、当社との電気需給契約がないお客さまについても、次のいずれかに該当する場合は、この契約条件を適用することがあります。

- (1) ガスの使用開始にあわせてスマートファミリープラン〔ガスセット〕またはスマートビジネスプラン〔ガスセット〕による電気の需給を開始することが明らかな場合で、電気の需給開始に先だってガスの使用を開始される時。
- (2) 当社との電気需給契約の消滅にあわせてこの契約条件の適用を解消されることが明らかな場合で、電気需給契約消滅後にこの契約条件の適用を解消される時。

2 料 金

料金は、(1)および(2)を適用して、1月ごとのガス供給条件（以下「供給条件」といいます。）15（使用量の算定）に定める使用量にもとづき算定された基本料金、従量料金およびお客さまが保有する機器に応じた機器割引を適用した金額の合計といたします。

なお、従量料金は、別表（単位料金の調整）により算定した調整単位料金にその1月の使用量を乗じて算定いたします。

(1) 適用区分

料金表の適用区分は、料金の算定期間の使用量に応じ、次のとおりといたします。

イ その他 期（5月分から11月分）

使 用 量	適用される料金表
0立方メートルから15立方メートルまでの場合	料金表A
15立方メートルをこえ25立方メートルまでの場合	料金表B
25立方メートルをこえる場合	料金表C

ロ 冬 期（12月分から4月分）

使 用 量	適用される料金表
0立方メートルから15立方メートルまでの場合	料金表A
15立方メートルをこえ30立方メートルまでの場合	料金表B
30立方メートルをこえ46立方メートルまでの場合	料金表C
46立方メートルをこえ102立方メートルまでの場合	料金表D
102立方メートルをこえる場合	料金表E

(2) 料 金 表

イ その他 期

(イ) 料 金 表 A

a 基 本 料 金

1月および1契約につき	9 1 3 円 0 0 銭
-------------	---------------

b 基 準 単 位 料 金

1立方メートルにつき	2 4 6 円 7 6 銭
------------	---------------

c 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(ロ) 料金表 B

a 基本料金

1月および1契約につき	1,133円00銭
-------------	-----------

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	232円10銭
------------	---------

c 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(ハ) 料金表 C

a 基本料金

1月および1契約につき	3,839円00銭
-------------	-----------

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	123円86銭
------------	---------

c 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ロ 冬 期

(イ) 料 金 表 A

a 基 本 料 金

1月および1契約につき	913円00銭
-------------	---------

b 基 準 単 位 料 金

1立方メートルにつき	246円76銭
------------	---------

c 調 整 単 位 料 金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(ロ) 料 金 表 B

a 基 本 料 金

1月および1契約につき	1,133円00銭
-------------	-----------

b 基 準 単 位 料 金

1立方メートルにつき	232円10銭
------------	---------

c 調 整 単 位 料 金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(ハ) 料 金 表 C

a 基 本 料 金

1月および1契約につき	4,103円00銭
-------------	-----------

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	133円10銭
------------	---------

c 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(二) 料金表 D

a 基本料金

1月および1契約につき	4,994円00銭
-------------	-----------

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	113円71銭
------------	---------

c 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(ホ) 料金表 E

a 基本料金

1月および1契約につき	5,819円00銭
-------------	-----------

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	105円63銭
------------	---------

c 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ハ 機器割引

(イ) 高効率給湯器割引

割引率	2パーセント
割引上限額（1か月につき）	2,200円

(ロ) 浴室暖房乾燥機割引

割引率	5パーセント
割引上限額（1か月につき）	2,200円

(ハ) 高効率給湯器・浴室暖房乾燥機割引

割引率	7パーセント
割引上限額（1か月につき）	4,400円

3 セット契約割引

(1) 各月のセット契約割引額は、その1月の使用量に応じ、次のとおりといたします。お客さまは、各月の料金からセット契約割引額を差し引いた金額を支払っていただきます。

1立方メートルにつき	5円00銭
------------	-------

(2) 次の場合には、(1)のセット契約割引額を適用いたしません。

- イ ガス使用の検針日において、同一の需要場所で、同一の契約名義により、スマートファミリープラン [ガスセット] またはスマートビジネスプラン [ガスセット] による電気の供給を受けていない場合
- ロ ガス使用契約の料金の算定期間にガス使用契約の消滅日を含む場合

4 日割計算

供給条件17（日割計算）(1)の適用を受ける場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、2（料金）(1)の適用区分は、料金の算定期間における使用量に30を乗じ、日割計算対象日数で除した1月換算使用量によります。また、1月換算使用量の単位は、立方メートル単位の整数とし、その端数は、切り捨てます。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、基本料金は、2（料金）(2)の基本料金といたします。

(2) 従量料金

従量料金は、2（料金）(2)を適用し、料金の算定期間における使用量によって算定いたします。

5 電気需給契約が消滅する場合の取扱い

需要場所における当社との電気需給契約が消滅する場合等、1（適用範囲）に定めるこの契約条件の適用範囲を満たさないことを当社が確認したときは、この契約条件の適用を解消させていただきます。この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

6 そ の 他

- (1) お客さまが、同一需要場所において、同一名義により、スマートファミリープラン〔ガスセット〕により電気の供給を受けている場合は、料金の支払方法について、原則として供給条件19（料金その他の支払方法）(1)ロは適用いたしません。
- (2) この契約条件に定めのない事項については、ガス供給条件によるものといたします。

1 この需給契約条件の実施期日

この需給契約条件は、2019年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、2（料金）(1)、(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料 金 率
	円
(その他期)	
料金表 A 基本料金	896.40
基準単位料金	242.28
料金表 B 基本料金	1,112.40
基準単位料金	227.88
料金表 C 基本料金	3,769.20
基準単位料金	121.61
(冬期)	
料金表 A 基本料金	896.40
基準単位料金	242.28
料金表 B 基本料金	1,112.40
基準単位料金	227.88
料金表 C 基本料金	4,028.40
基準単位料金	130.68
料金表 D 基本料金	4,903.20
基準単位料金	111.66
料金表 E 基本料金	5,713.20
基準単位料金	103.72
(機器割引上限額)	
高効率給湯器割引	2,160
浴室暖房乾燥機割引	2,160
高効率給湯器・浴室暖房乾燥機割引	4,320

別 表

(単位料金の調整)

調整単位料金および原料費調整単価は、次のとおり算定いたします。

(1) 調整単位料金

イ 基準平均原料価格

1トン当たり、85,350円といたします。

ロ 平均原料価格の算定

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times 0.9423 + B \times 0.0620$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

また、各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格および1トン当たりのLPG平均価格の単位は、10円とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

ハ 調整単位料金の算定（1立方メートル当たり）

(イ) 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} \text{調整単位} \\ \text{料 金} &= 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金} \\ &+ \text{(ロの平均原料価格 - イの基準平均原料価格)} \\ &\times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(ロ) 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} \text{調整単位} \\ \text{料 金} &= 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金} \\ &\quad - \text{(イの基準平均原料価格 - ロの平均原料価格)} \\ &\quad \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

なお、基準平均原料価格と平均原料価格との差額は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で切り捨ていたします。

また、上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨ていたします。

ニ 調整単位料金の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された調整単位料金は、その平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	調整単位料金適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金の算定期間

(2) 原料費調整単価

イ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (1) \times (イ) \text{により算定した調整単位料金}$$

$$- 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金}$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金}$$

$$- (1) \times (ロ) \text{により算定した調整単位料金}$$